

# 福岡県公報

令和二年十二月一日  
第百五十六号  
増刊  
①

## 目次

### 海区漁業調整委員会

○海区漁業調整委員会の意見の聴取に関する手続規程の一部を改正する告示

(漁業管理課) …………… 一

### 筑前海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会告示第三号

福岡県有明海区漁業調整委員会告示第三号

福岡県豊前海区漁業調整委員会告示第三号

海区漁業調整委員会の意見の聴取に関する手続規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年十二月一日

筑前海区漁業調整委員会会長

本田 清一郎

福岡県有明海区漁業調整委員会会長

内場 澄夫

福岡県豊前海区漁業調整委員会会長

高松 三男

海区漁業調整委員会の意見の聴取に関する手続規程の一部を改正する告示

筑前海区漁業

海区漁業調整委員会の意見の聴取に関する手続規程 平成十二年

福岡県有明海

福岡県豊前海

調整委員会

区漁業調整委員会 告示第二号

の一部を次のように改正する。

区漁業調整委員会

第一条中「第十条、第三十四条第四項、第三十七条第一項、第三十八条第一項並びに

第三十九条第一項、第二項及び第十三項（第三十六条第三項において準用する場合を含む。）並びに第三十八条第三項」を「第六十九条、第七十六条、第八十六条第一項（免許後に条件を付ける場合に限る。）、第八十九条第一項、第九十二条第一項及び第二項並びに第九十三条第一項（これらの規定を法第八十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第九十六条第二項及び第三項並びに第七十七条第十四項において準用する同条第六項」に改める。

第二条中「（法第十条の規定による処分に係る意見の聴取を除く。以下次条から第十三条において同じ。）」を削る。

第四条中「令第一条の二において準用する行政手続法第十五条第一項第一号から第三号まで」を「次の各号」に改め、同条に次の三号を加える。

一 予定される処分の内容及び根拠となる法の条項

二 処分の原因となる事実

三 意見の聴取の期日及び場所

第四条第二項第二号中「水産海洋技術センター、水産海洋技術センター豊前海研究所又は水産海洋技術センター有明海研究所の掲示場」を「会長が必要と認めた場所」に改める。

第十四条及び第十五条を削る。

第十三条中「令第一条の二において準用する行政手続法第二十二條第二項本文及び第三項」を「前条第二項本文」に改め、同条を第十八条とする。

第十二条第一項中「令第一条の二において準用する行政手続法第二十四条第四項の規定による」を「第十四条第四項の」に改め、「請求者」を「当事者又は参加人」に改め、同条第二項中「当該当事者等」を「当該当事者又は参加人」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(続行期日の指定)

第十七条 委員会は、意見の聴取の期日における審理の結果、なお意見の聴取を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の意見の聴取の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、意見の聴取の期日に

出頭した当事者及び参加人に対しては、当該意見の聴取の期日においてこれを告知す

れば足りる。

第十一条第一項中「令第一条の二において準用する行政手続法第二十四条第一項に規定する」を「前条第一項の」に改め、同項第五号中「弁明書」を「陳述書」に改め、同条第三項中「令第一条の二において準用する行政手続法第二十四条第三項に規定する」を「前条第三項の」に改め、同項第一号中「当事者等」を「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人」に改め、同条を第十五条とする。

第十条の見出しを「陳述書の記載事項」に改め、同条中「令第一条の二において準用する行政手続法第二十一条第一項に規定する」を「前条第一項の」に、「弁明書」を「陳述書」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（意見の聴取の調書及び報告書）

**第十四条** 委員会は、意見の聴取の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の弁明の要旨を明らかにしておかなければならない。

2 前項の調書は、意見の聴取の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には意見の聴取の最終後速やかに作成しなければならない。

3 委員会は意見の聴取の最終後速やかに、当該事業に係る委員会の意見を記載した報告書を作成し、第一項の調書とともに知事に提出しなければならない。

4 当事者又は参加人は、第一項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

第九条第一項中「令第一条の二において準用する行政手続法第二十条第三項」を「第八条第三項」に改め、同条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（陳述書の提出）

**第十二条** 当事者又は参加人は、意見の聴取の期日への出頭に代えて、委員会に対し、意見の聴取の期日までに陳述書及び証拠を提出することができる。

2 委員会は、意見の聴取の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠を示すことができる。

第八条第一項中「法第三十四条第七項（第三十六条第三項、第三十七条第四項、第

三十八条第五項並びに第三十九条第四項及び第十四項において準用する場合を含む。）

」を「法第八十九条第六項（第八十六条第四項、第八十八条第四項、第九十二条第三項、第九十三条第三項並びに第一百六条第四項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第二項中「第十一条第三項及び第十二条第二項」を「第十五条第三項及び第十六条第二項」に改め、同条第三項中「法第三十四条第七項後段（第三十六条第三項、第三十七条第四項、第三十八条第五項並びに第三十九条第四項及び第十四項において準用する場合を含む。）」を「法第八十九条第六項後段（第八十六条第四項、第八十八条第四項、第九十二条第三項、第九十三条第三項並びに第一百六条第四項において準用する場合を含む。）」に改め、同条を第十条とする。

第七条中「令第一条の二において準用する行政手続法第十七条の規定による許可」を「第六条第一項の参加人の参加許可」に改め、同条を第九条とする。

第六条を次のように改め、同条を第八条とする。

（意見の聴取の期日における審理の方式）

**第八条** 委員会は、意見の聴取の期日の冒頭において、予定される処分の内容及び根拠となる法の条項並びにその原因となる事実を意見の聴取の期日に出頭した者に対し説明しなければならない。

2 当事者又は参加人は、意見の聴取の期日に出頭して、弁明し、及び証拠を提出し、並びに委員会の許可を得て委員会に質問を発することができる。

3 前項の場合において、当事者又は参加人は、委員会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 委員会は、意見の聴取の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、弁明若しくは証拠の提出を促すことができる。

5 委員会は、意見の聴取の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて弁明するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、弁明を制限することができる。

6 委員会は、前項に規定する場合のほか、意見の聴取の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずることその他意見の聴取の審理の秩序を維持するために必要な措置を講ずることができる。

第五条第三項中「（意見の聴取の期日を変更した時まで）に令第一条の二において準用

する行政手続法第十七条第一項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。  
。」を削り、同条を第七条とする。

第四条の次に次の二条を加える。

(代理人)

**第五条** 当事者は、代理人を選任するときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならぬ。選任した代理人を解任するときも同様とする。

(参加人)

**第六条** 委員会が必要があるときは、当事者以外の者であつて当該処分につき利害関係を有する者と認められる者に対し、意見の聴取に関する手続に参加することを求めることができる。また、委員会は前述の者に対して意見の聴取に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定により意見の聴取に関する手続に参加する者(以下、「参加人」という。)は、代理人を選任することができる。

3 前条の規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

#### 附則

この規定は、令和二年十二月一日から施行する。